

平成26年度大磯町教育委員会第2回定例会会議録

1. 日 時 平成26年5月22日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時45分
2. 場 所 大磯町郷土資料館 研修室
3. 出席者 青 山 啓 子 委員長
中 野 泉 委員長職務代理者
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
藤 家 崇 教育長
相 田 輝 幸 教育部長
岩 本 清 嗣 学校教育課長
小 島 昇 学校教育課副課長
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 4名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第1号 平成26年6月補正予算における教育委員会予算要求について
議案第2号 平成27年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
議案第3号 大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について
議案第4号 大磯町社会教育委員の委嘱について
議案第5号 大磯町郷土資料館の臨時休館について
議案第6号 大磯町立図書館協議会委員の任命について
8. 報告事項
報告事項第1号 子育て世帯臨時特例給付金について
報告事項第2号 大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用者ニーズ調査の調査結果及び大磯町子ども・子育て支援事業計画の概要について
報告事項第3号 大磯町郷土資料館運営委員会の委嘱について

報告事項第4号 工事請負契約の締結について

9. その他

(開 会)

出席委員が5名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、4月定例会開催後の平成26年4月17日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。4月22日、全国学力・学習状況調査が、小学6年生と中学3年生を対象に行なわれました。4月24日、中地区教育長会議が開催され、本年度の指導課執行事業について、各種人事日程等に関することが説明・議論されました。同日、学校長等経営者会議が新たな学校長を迎えて開催しました。4月27日から郷土資料館企画展「収蔵動物標本展」がスタートしました。6月15日まで開催しています。5月16日、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会が、長野県県民文化会館ホクト文化ホールで開催され、青山委員長、曾田委員が出席しました。5月20日、大磯町立学校新採用教職員研修会を開催しました。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

付議事項第1号 平成26年6月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) 平成26年6月補正予算における教育委員会予算要求の子育て支援の部分について、ご説明いたします。まず、歳入ですが、寄附金で民生費寄附金、児童福祉費寄附金の歳入の増額となります。こちらについては、この4月4日に子育て支援のためにということで、篤志家の方より匿名で寄附いただいたものになります。次に、歳出についてですが、1点目が、民生費児童福祉総務費、子育て支援総合センター運営事務事業の備品購入費の庁用器具購入費の増となります。こちらは、移動式の赤ちゃんの駅の備品を購入するのでも、屋外で授乳や、おむつ交換ができる場所を提供するために、テントやおむつ交換台などを購入するものです。こちらは、町内の各種イベントな

どで活用していただくよう、貸し出ししていきたいと考えております。2点目も、同じく民生費で、保育園費の保育園維持管理事業の備品購入費で園具備品購入費の増となります。こちらは、今年度国府保育園の園庭の改修工事を予定しておりますので、それに合わせて園庭の遊具等を購入するものです。遊具は、汽車の形をしたベンチと砂場の遊具を運ぶワゴン車などを購入するものです。

学校教育課長) 歳出の予算科目、教育費、小学校費、学校管理費、事業名、学校施設・設備維持事業、工事請負費です。内容は、大磯小学校のグラウンドにフェンス及び車両用防護柵、通称・ガードパイプを設置するものです。現在、グラウンドの南側方向の一部、民地との境界線にフェンス等の仕切りがない状況です。児童の防犯・交通安全を図るため、フェンス及びガードパイプを設置するものです。

郷土資料館長) 社会教育費、郷土資料館費の郷土資料館維持管理事業につきましては、郷土資料館休憩室の窓枠支柱及び、床の腐朽被害の修繕費です。

質疑応答)

中野委員) 大磯小学校のフェンス及びガードパイプの位置や高さなどを具体的に教えていただけないでしょうか。

学校教育課長) 位置については、小学校の位置的には南側になります。全体でフェンスがあるんですけど、一部そこだけフェンスがないところになります。ちょうど昇降口を出てから右側に町道がありますので、その住宅裏に入る道となります。高さについては2.4メートルの高さになります。現在、既存道路でフェンスがあり、ガードパイプも設置してあるところよりも少し高くします。というのは、住宅があるんですけども、その中で土曜日、日曜日の学校開放等で野球やサッカーをしているとボールが入ってくるということがあり、苦情等がありますので、少しでも防止するために少し高めフェンスを設置する予定です。

中野委員) そうすると、昇降口の階段を下りて今あるフェンスのところを、くの字に囲む感じですか。

学校教育課長) フェンス自体は、今現在の道路に沿って真っすぐです。昇降口から階段を下りて出るところに扉をつけますので、児童が通行する形をとりたいと思います。

中野委員) 下校時や緊急時にそこを出入りするようにできるということと、就学中はそこを完全に閉じた状態になるということですか。

学校教育課長) はい、そうなります。

中野委員) わかりました。ありがとうございました。

濱名委員) どれもすごく大切なものだと思いますが、例えば、ほかのことで予算を使ってくださいという要望がたくさんあると思いますが、そのランク付けというのはどのようにされているのですか。

学校教育課長) まず、予算は1年間で全体として必要なものは当初予算に計上することになります。その時点で、予算には限りがありますので優先順位をつけるわけですけれども、今回は年度途中の、特に年度が始まって間もない時期

です。6月補正予算ということですので、本当に早急に必要なものみの計上となりますから、この時点では、4月に始まって6月ですから、本当に緊急に必要なものということで予算を計上しております。

濱名委員) 別に緊急ではないけども、これに予算を使ってくださいと出しているものを知る機会というのはあるのですか。例えば中学や、小学校が、こういうものを買ってほしいという要望を出しているとします。そういうものを私が知ることはできますか。

学校教育課長) 通常、当初予算の時に、各学校から要求が来ます。手続的なものですが、各学校がこういうものが必要だ、こういう修繕が必要だというのがまず上がってきます。そうしますと、教育委員会事務局で、緊急性や、効率など、全て検討した上で、予算が限られますので、順番をつけて財政当局に要求するということになります。

濱名委員) その時期が来たらこういうものに使っているということがわかるわけですね。

学校教育課長) それについては資料等がありますので、ご要望があれば、状況によってはお見せすることも可能です。

濱名委員) ありがとうございます。国府保育園の遊具ですが、それは保護者や、現場の先生などの希望も聞いていらっしゃいますか。

子育て支援課長) こちらにつきましては、寄附をいただいた方の意向もごございます。また、保育園の関係者ということもありまして、まず保育園に遊具の設置を私のほうで考えさせていただきました。遊具の内容につきましては、園と相談した中で決定させていただきました。

濱名委員) ありがとうございます。

委員長) 郷土資料館の腐朽被害とは、具体的にどういうことが起きたのですか。

郷土資料館長) 資料館の休憩室という箇所のガラス壁部分の床及び窓枠支柱に腐った状態がみられ、強度も弱くなっている状態ですので、緊急の修繕が必要ということで予算を計上させていただきました。

委員長) 腐る原因というのは、例えば雨水であったりいろいろあると思いますが、これは何か原因というのはわかっているのですか。

郷土資料館長) いろいろ原因は考えられるようです。専門業者の方にも見ていただいたのですが、主に結露によって水気を呼んでそれによって腐る。あるいは多少虫による被害を受けるといような状況にあります。

委員長) 小学校費のガードパイプの設置についてです。そこは以前に、車による事故があった箇所になりますね。それは向こうの過失でフェンス等が壊れたと聞いていますが、それについて原状復帰する部分の費用というのは賠償していただいているのですか。

学校教育課長) おっしゃるとおり、それは過失ですので加害者の方の保険等で対応していただきました。教育委員会から費用は出ていません。

委員長) それ以外の部分を今回、補正で上げるということですね。

学校教育課長) 加害者の方に、フェンスは原状復帰していただきました。また、二度とこういうことがあってはならないということで、建設課のほうで、ガードパイプを新たに設置しました。

委員長) わかりました。今回の件は、原状復帰だけでは足りないかなという思いが

ありましたので、ここでまたさらに補強していただけたということはあるがたいことだと思います。ありがとうございます。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第1号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第1号平成26年6月補正予算における教育委員会予算要求については原案どおり承認をいたします。

付議事項第2号 平成27年度大磯町小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育副課長) 平成27年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について、補足説明をさせていただきます。説明資料の資料1をご覧ください。平成27年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由でございます。教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという方針や基準を平成27年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針として定めるものでございます。この採択方針により、今後の採択手続きを進めていくこととなります。資料2から資料4には、議案にあります教科用図書の採択に関する法令の抜粋を載せてございます。このうち資料3の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律につきましては、本年4月に改正されており、第12条の採択地区は市町村を区域に設定できることとなりましたが、現時点では神奈川県教育委員会により大磯町と二宮町で共同の採択地区とされていますので、3月の教育委員会定例会でご承認いただきました中地区教科用図書採択協議会を設け採択手続きを進めているところです。今後、平成27年度の教科用図書採択に向けて、採択地区をこれまでどおり二宮町と合同とするか、大磯町単独とするか、改めてご協議いただきたいと思います。その他の資料ですが、参考資料1が神奈川県の採択方針、参考資料2が平成27年度まで使用予定の中学校教科用図書調査研究の観点でございます。補足説明につきましては、以上でございます。

質疑応答)

委員長) 今の説明の中で、採択地区は、各市町村を区域に設定できることについて二宮町と大磯町と一緒に採択するか、それぞれにするかについては、新たに話し合ってもらいたいとお話がありましたが、今日、この議案の中にはそれは含まれないという解釈でいいのですね。採択方針のみを審議すればいいと

いう内容でいいでしょうか。

学校教育課副課長) 本日は、本年度の採択方針をご審議いただくということですので、採択地区につきましてはまた改めて別の機会にご協議をお願いします。

委員長) わかりました。では、今日は、採択方針についてということで、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

中野委員) 5月8日に二宮町と一緒に協議会を開催して、そこで協議会委員として私たちは署名捺印しました。その後に採択方針についての審議というの逆なような気がします、よくわからないので教えていただきたい。これは4月の定例会の時に採択方針を決めて、それから5月8日に二宮町との協議会の委員としての署名捺印をして、それから詳細を決めていくというのが順番だと思ったのですが、いかがですか。

学校教育課副課長) 3月に中地区の教科用図書採択協議会の設置要綱について、大磯町と二宮町が現行の制度の中で共同に採択をする必要があるため、要綱についてご検討いただきご承認をいただきました。現状で神奈川県教育委員会により大磯町と二宮町が一つの採択地区になっているという関係で、そのような進め方をしています。5月8日に開催されました採択協議会は、あくまでもその共同の採択地区で協議会を設置して進めていくというお話で、本日は大磯町教育委員会としてどのように方針を持って最終的な教科用図書の採択をするのかという方針を定めるものですので、手続上、今日は、大磯町の教育委員会の方針を決めるということでご理解いただければと思います。

中野委員) はい、わかりました。

委員長) 共同採択をするということで、二宮町がどのように採択方針を決めるかということも大変重要なポイントになると思うのですが、二宮町では町の採択方針については何か特別な動きがあるとか、そういう情報はありますか。

学校教育課副課長) 二宮町でどのような採択方針を定めているのかということについては、私のほうでは承知しておりません。先ほども申し上げましたとおり、共同で教科書を選定していくという部分は共同の作業になりますが、あくまでも最終的に権限と責任を持って採択するのはそれぞれの教育委員会になると思いますので、大磯町としては大磯町教育委員会としての採択方針をもって採択に臨むということによろしいかと思います。

委員長) はい、わかりました。

中野委員) 議案第2号の真ん中より下にあります附則第9条図書の採択は、毎年新たな図書を採択することができる。それは中等後期課程と特別支援学級についてのことだと思います。これについての採択は毎年更新するというふうになっていたと思いますが、こちらのほうについては、どのように進めたらいいのか、教えていただけますか。

学校教育課副課長) 今、ご指摘いただきましたのは、説明資料の資料2、学校教育法附則の第9条のところになります。高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並び特別支援学級においては、という規定です。ここについては当分の間、上に書かれている規定にかかわらず、上に規定されている教科用図書以外の教科用図書を使用できるという条文です。大磯町としてかわってくるのは、町立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書ということになります。つまり、特別支援学級では、教科書目録に載っていない

図書を教科用図書として使うことができるという規定でございますが、現状では、町立の小・中学校特別支援学級で使用する教科書は、通常の学級で使用している教科書と同一のものを使用していますので、特別に別途採択する必要は生じていません。ただし、過去にも例がありましたがお子さんの状況により拡大教科書が必要な場合や、また別の一般図書を教科用図書として使用したほうがよいと判断される場合には、教育委員会の会議にかけまして、その図書を採択する必要が出てまいります。その場合には、またご審議をいただきます。

中野委員) わかりました。ありがとうございました。

曾田委員) 先ほど大磯町と二宮と別々に、今日は、採択方針を決めるということでございますが、過去に一緒になった時に何か違ったような事例はありましたでしょうか。大きく意見が違ったというか、そんなことがあったか、ないかだけで結構でございます。

学校教育課副課長) 私の知っている範囲では、やはり協議をする中でいろいろな意見は出ていますけれども、最終的には会議の中で方向性を決めることができます。

曾田委員) ありがとうございます。

委員長) 今回はあくまでも採択方針を決めるという内容で、具体的にどうするかは7月でしょうか、町としての図書の採択という流れになっていくと思います。県の平成27年度の県教育委員会の採択方針の資料もございます。それも参考にして、この後採択に入りたいと思いますが、ほかご質問、ご意見はないでしょうか。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第2号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第2号平成27年度大磯町小・中学校で使用する教科用図書の採択方針については原案どおり承認をいたします。

付議事項第3号 大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) 現在、大磯町子ども・子育て会議委員は、14名の委員で構成されており、その任期は、平成25年8月1日から平成27年7月31日までの2年間となっております。今回は、平成26年3月31日をもって、町立国府小学校長が退職されたことに伴い、大磯町子ども・子育て会議規則に基づき、新たに委員を委嘱するものです。提案させていただいた委員の方々は、名簿の備考欄にありますように、会議規則の第3条第1号に該当する教育・保育等の関係者として4名のうちの1名で、前任者の方と同様に町立の校長・園長会の方からご推薦いただきました。名簿の上から4番目の国府小学校長の鈴木義邦氏が新たに大磯町子ども・子育て会議の委員をお願いする方です。

なお、任期は、会議規則の第4条に基づき、前任者の残任期間となりますので、平成27年7月31日までとなります。その他に、委員の変更ではありませんが、名簿の5番目と6番目の方の役職等が変更になっております。昨年度までは、お二人とも各保育園の保護者会の会長でしたが、そちらの任期が終了したことに伴い、保護者会の代表とさせていただきました。こちらにつきましては、会議の目的等を考慮した中で、継続的審議も必要ですので、お二人の委員と各保護者会にご了承いただき、引き続き委員をお願いしております。説明は、以上となります。

質疑応答)

中野委員) この方々は皆さん、会議には参加できるような状況でいらっしゃいますか。あまりにも少ないようでしたら委員の見直しなどが必要になってくると思いますが、順調に進んでいるということなので、新しい方もいらっしゃいますが、この方々で継続するというので、よろしいということですね。確認です。

子育て支援課長) 会議は、ほぼ皆さん出席されていますので、問題ないと思います。

中野委員) ありがとうございます。

濱名委員) 5番、6番の方は、それぞれの保育園を卒園された保護者の方が、またそのまま任期を続けるということですね。

子育て支援課長) 保護者会の会長というのが大体4歳児の保護者の方がなっておられる場合が多いので、まだ在園しております。ただ、5番の方につきましては、ここで出産等がありまして、保育園を退園されている状況にはあります。

濱名委員) でも、別に園の中の声を届ける必要がある会議ではないですね。

子育て支援課長) その辺につきましては、後任の方とのやりとりをしていただいておりますので、園の声は拾っていけると考えております。

濱名委員) 必要があるからなのですか。

子育て支援課長) はい。

濱名委員) わかりました。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第3号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第3号大磯町子ども・子育て会議委員の委嘱については原案どおり承認をいたします。

付議事項第4号 大磯町社会教育委員の委嘱について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 現在、大磯町社会教育委員の任期は、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2年間となっており、11名で構成されております。今回、5月31日をもって、任期が満了となり、6月1日から大磯町社会教育委員に

関する条例に基づき、新たに委員を委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。議案のページにお戻りください。今回、提案させていただいた委員の方々は、名簿の選出区分欄にありますように、学校教育関係者として1名、社会教育関係者4名、家庭教育関係者2名、学識経験者として4名の構成になっております。11名のうち7名が継続で、鈴木義邦氏、大橋伸明氏、枝川千尋氏、竹内浩氏の4名が新たに社会教育委員をお願いする方であります。なお、任期は、平成28年5月31日までとなります。説明資料の次ページは、大磯町社会教育委員に関する条例の条文と、社会教育法における社会教育委員の構成、定数等に関する条文抜粋部分でございます。最後のページは、今回の改選前における社会教育委員の名簿でございます。そのうち氏名の左に※印がついております4名が今回退任を予定されている方でございます。なお、今回の改選にあたりましては、大磯町自治基本条例にのっとり、広報ならびにホームページを介して公募を行なっております。その結果、1名の応募がありましたが、応募条件を満たしておらず審査対象外となっております。

質疑応答)

委員長) 今、公募で出てきた方が1名条件が満たされなかったということですが、公募で手を挙げていただくというのは大変ありがたいことですが、その満たされなかった部分というのはどんな理由だったのでしょうか。

生涯学習課長) 今回の大磯町社会教育委員の募集要項の中に、本町の他の委員会等の委員となっている者を除く、という条件がございまして、応募していただいた方は、他に既に町の委員を継続して務められているということの確認がとれましたので、ご意向を確認した中でこれまでの委員のほうを継続されるということでしたので、今回は社会教育委員の審査対象外とさせていただきます。

委員長) この新しい方々の名簿の中で、枝川さんはどういった分野の方でしょうか。

生涯学習課長) この方は前青少年指導員という方でございます。長く青少年指導員として活動されておまして、社会教育全体を非常に広い見識を持って見ていただけるということです。ご自身も青少年にかかわりがありますし、障害児等に対してもご自身での活動もされているということですので、家庭教育の向上に資する活動をされる方として適任ではないかというふうに考えております。

濱名委員) 年齢層を聞くのは失礼かもしれませんが、教えていただけますか。

生涯学習課長) 年齢層としましては、40代から70代ということでございます。比較的全体的にはバランスはとれていると思います。

濱名委員) ありがとうございます。

委員長) 生涯学習の部分で意見をいただく大切な方々ですので、いい人材が見つかったのではないかと考えております。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第4号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第4号大磯町社会教育委員の委

嘱については原案どおり承認をいたします。

付議事項第5号 大磯町郷土資料館の臨時休館について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

郷土資料館長) 大磯町郷土資料館の臨時休館についてご説明させていただきます。
説明資料をご覧ください。臨時休館の目的といたしましては、郷土資料館常設展示室において展示中の大型展示資料であります、大磯御船祭の船山車を、祭礼に伴う解体・搬出の後に、再度搬入・組立を行なうものでございます。具体的な作業予定といたしましては、休館日に船山車の解体・搬出作業を行ないません。祭礼は7月19日土曜日、20日日曜日に開催され、祭礼が終わった翌日である7月21日月曜日の祝日に、現地で船山車を解体し、その日のうちに常設展示室に搬入・組立を行なうという内容でございます。船山車が大量の部材を用いた解体・組立式であり、常設展示室全体を使用する作業が必要となり、開館時においては入館者の安全確保が困難であることから、臨時休館とさせていただきます。

質疑応答)

委員長) これは、毎回同じ形で、搬入搬出している内容ですよね。

郷土資料館長) 山車が出るのは、2年に一度ですが、毎回、同じような形で行っております。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第5号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第5号大磯町郷土資料館の臨時休館については原案どおり承認をいたします。

付議事項第6号 大磯町立図書館協議会委員の任命について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

図書館長) 説明資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。現在、大磯町立図書館協議会委員の任期は、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2年間となっており、6名で構成されております。今回、5月31日をもって、任期が満了となり、6月1日から大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例に基づき、新たに委員を任命するため、教育委員会の承認を求めます。議案のページにお戻りください。今回、提案させていただいた委員の方々は、名簿の選出区分欄にありますように、学識経験者として2名、家庭教育関係者2名、社会教育関係者1名、学校教育関係者1名の構成になっております。6名のうち5名が再任で、山田茂広氏の1名が

新たに委員をお願いする方であります。なお、任期は、平成28年5月31日までとなります。説明資料の2ページは、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例の条文と、図書館法における図書館協議会委員の基準、定数等に関する条文抜粋部分でございます。3ページ目は、今回の改選前における図書館協議会委員の名簿でございます。そのうち一番下の竹内浩氏が今回退任をされる方でございます。なお、今回の改選にあたりましては、大磯町自治基本条例にのっとり、広報ならびにホームページを介して公募を行なっております。その結果、1名の応募がありましたが、応募条件を満たしておらず審査対象外となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答)

中野委員) 今、公募があつて応募条件に満たなかった。その理由は何ですか。

図書館長) やはり社会教育委員と全く同じように、町の他の委員に継続して就任をされているということで、ご意向を確認した結果、そちらのほうを優先されるということです。審査対象外とさせていただきました。

中野委員) ありがとうございます。これは意見ですが、私も図書館協議会委員を6年ほど務めさせていただき、ここに挙がっている名簿の皆さんはよく存じ上げている方々ばかりです。非常に知識も経験も豊富な方々で、本当にベストメンバーじゃないかと思うぐらい、とても良い方々が集まっています。ぜひ一人一人の意見を十分聞く機会を持って図書館の発展に役立てていただきたいなと思います。

委員長) 意見ということでお聞きいただきたいと思います。このメンバーの構成内容については、いろんな委員会においては、例えば学校関係者から何名とか社会教育関係から何名とかというのは大まかなくくりがあるものもありますけれども、この図書館協議会委員についてはそういうものはなくて、もし今の公募の方が図書館協議会委員を引き受けるとなった場合は、一番下にある山田氏が入らなかった可能性があるということですか。

図書館長) 基本的に、特に人数のくくりというのはございません。ですから、必ず学識経験者が2名かというような、そういうくくりはございません。ただ、今回、図書館のほうで検討した中で、公募としては、家庭教育の向上に資する活動を行っている者ということでの公募をしております。ただ、残念ながらこの方が対象外ということになりましたので、再任ということでこれまでの家庭教育に関係する方をお願いをしている次第でございます。ですから、山田茂広氏につきましては、大磯町立学校園長会からのご推薦をいただいておりますので、こちらの学校関係者につきましては別枠で考えておりました。

委員長) 必ず校長・園長会から1名が入るという構図になっている。

図書館長) はい、そうです。

委員長) ありがとうございます。

濱名委員) 図書館協議会という中で、例えば、よく図書館の利用がなくなっているということも言われていますが、斬新な開拓が必要であったりとか、そういうことがあれば、逆に全くそういう経験者ではない人に入ってもらって、おもしろいアイデアを出してもらおうというのも一つ手かなと思ったのですが、そういう開拓は必要ないですか。

図書館長) 基本的にはかなりいろいろな分野あるいは専門性から、いろいろな活動をされている方々に集まっていますので、情報としてはかなり多岐にわたって議論されていると思いますので、基本的にそういう心配はないんですけれども、例えば会議の中で皆さん方の専門外といいますか、特に情報を知りたいということであれば、それは会議の中で例えば講師といいますか、そういうご意見をいただけるような方を招くとか、そういうことを考えてもいいのかなとは思っていますので、それは必要に応じて柔軟にいろいろな情報を得るような仕組みは考えていいのかなと思います。

濱名委員) 成功した美術館であるとか、そういうところがあつたら見に行ってもおもしろいかなと思います。私たち柔道の団体も、全く違うスポーツの人が入ってくれたおかげで、その大会の応援に行つて、その応援の仕方であるとか、まとまりの仕方であるとかというのを勉強して、今いろいろと開拓をしている最中ですので、同じようなこともあるかなと思いました。

図書館長) 事務局としてもいろいろな会議ですとか研修ですとか、出かける機会がございますので、例えば先進的な図書館のあり方みたいなものはかなりいろいろなところで情報が入ってきます。ですから、そういうものも会議の中に還元して、そういうご意見をいただいたり、場合によっては、例えば、過去にも恐らく視察みたいな形で実際に見に行っていることもございますので、そういうところも含めて柔軟に対応できたらなと思っております。

中野委員) 今のご意見で思い出しましたが、できれば武雄市の図書館なんかも、招くか見に行くかしていただきたいなと思います。

図書館長) 武雄市はかなり遠いというところがありますので、そういう情報はできるだけ会議の中で、情報として資料としては取り寄せることができますので、また近いところでも図書館の動きというものはかなりいろいろとございますので、そういうところを提供していきたいと思っています。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第6号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、付議事項第6号大磯町立図書館協議会委員の任命については原案どおり承認をいたします。

報告事項第1号 子育て世帯臨時特例給付金について

子育て支援課長) 資料の1ページ目をご覧ください。子育て世帯臨時特例給付金の概要ということで、目的は、消費税率の引上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和すると共に、消費の下支えを図るためのものです。給付の対象者は、平成26年1月1日現在に児童手当及び特例給付を受給している方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限の限度額未満の方となります。対象児童は、平成26年1月分の児童手当及び特例給付の対象となる児童ですが、ただし臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護の受給対象となっている児童は除きます。また、今回の給付金では、児童手当を受給している公務員の方につ

いては、居住している市町村に申請することになっておりますので、それを含めて対象児童は、約 3,000 人程度になると見込んでおります。支給額は、対象児童 1 人につき 10,000 円となります。ちなみに支給については、今回 1 回限りの支給となります。支給方法及び今後のスケジュールですが、広報等 7 月号で周知を行うとともに、ここでご案内を送ります児童手当の現況届を利用して、対象者へ周知を行う予定です。また、6 月に平成 25 年中の所得が確定いたしますので、それに基づき対象者を抽出し、7 月末頃に返信用の封筒を同封し、申請書を送付いたします。8 月から受付を開始し年明けの 1 月まで受付の予定です。初回の支給振り込みは、9 月下旬を予定しております。子育て世帯臨時特例給付金については、支給される方がある程度限定されますので、支給漏れがないよう周知等行っていきたくと考えております。それでは、資料の 2 ページをご覧ください。臨時福祉給付金については、福祉課が担当となりますが子育て世帯臨時特例給付金と同時に実施いたしますので、簡単に概要だけご説明させていただきます。目的は、子育て世帯臨時特例給付金と同様で、平成 26 年 4 月からの消費税引き上げに際し、低所得の方に与える負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施されるものです。給付の対象者は、平成 26 年 1 月 1 日現在、大磯町に住民登録があった方で、平成 26 年度の町民税が非課税の方が対象となります。ただし、①課税されている方に扶養されている場合、②生活保護の受給者である場合は、対象外となります。支給額は、1 人につき 10,000 円となります。ただし、支給対象者の方で中段に記載いたしました「加算対象者」に該当する場合は、1 人につき 5,000 円加算されます。支給方法は、税務課の協力により非課税通知書送付時に、申請書・チラシ・記入例・返信用封筒を同封します。返信用封筒を同封いたしますので、申請は郵送と窓口での受付のいずれでも可能となります。全体のスケジュールといたしましては、子育て世帯臨時給付金と歩調を合わせて実施する予定となっておりますので、広報おおいそ 7 月号に制度の概要を掲載する予定で、申請書の発送は、7 月下旬に非課税の方に発送いたします。また、8 月より受付を開始し、申請期間を 6 ヶ月間設けますので、申請期間終了前の年末に発行される広報でも、再度、未申請の方へ周知していく予定です。実際の給付については、9 月の下旬となる予定です。なお、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の共通特設ダイヤルとして、8 月 1 日から 11 月 28 日までの間、直通ダイヤルを開設して、ご質問やご案内等に対応していく予定です。

報告事項第 2 号 大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用者ニーズ調査の調査結果及び大磯町子ども・子育て支援事業計画の概要について

子育て支援課長) 本日は、昨年 11 月に実施しました、大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ調査の調査結果についてご報告をさせていただきますが、その前に平成 27 年度から始まります新たな子ども・子育て支援制度について、簡単にご説明させていただきます。子ども・子育て新制度は、社会保障・税一体改革大綱、平成 24 年 2 月 17 日閣議決定の中で、子どもを産み、育てやすい社会を目指して創設されました。新制度の目的は、1 点目は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。2 点目は、保育の量的拡大・確保。3 点目は、地域の子ども・子育て支援の充実の 3 点です。今、子育てをとりまく環境は、少子化、待機児童問題、子育てに関する経済的負担など、沢山の課題があります。この様な子育てをめぐる課題の解決を目指して、この新制度が進められています。市町村の役割としては、新制度への移行に先立って、地域の保育需要等を踏まえた、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。大磯町でも、今回のニーズ調査や卓話集会を通して、子育て中の方のご意見をお聞きしながら事業計画の策定を進めています。まず、平成 25 年度は、大磯町子ども・子育て会議を設置し、ニーズ調査を行い子育て世帯のニーズを把握に努めました。今年度は、ニーズ調査結果を基に、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めるとともに、教育・保育の必要量の認定等を行い、平成 27 年度の新制度への移行に向けての準備を行います。では、子ども・子育て支援事業計画というのは、一体どのような計画であるかと言いますと、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援等の需給計画のことをさします。この計画は、国の基本指針により実施が義務付けられており、全都道府県及び市町村で策定されるものです。需給計画とは、想定される将来の教育・保育などの需要ニーズに対して、現在ある施設やサービスが確保されているか、確保されていない場合は、どのように確保、供給していくかということをも明記していく計画となります。具体的には、まず、ニーズ調査を実施します。大磯町では昨年の 11 月に実施しましたが、このニーズ調査により、現在の保育園や幼稚園、また、一時預かりや延長保育、地域子育て支援拠点事業といった地域の子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を把握します。次に、このニーズ調査の結果を基に、量の見込みとして現在の施設やサービスの利用状況と、今後の利用希望がどの程度あるのかを算出します。そして、その算出した量の見込みに対して、それをフォローするための確保方策について、例えば、どの施設をどのくらい増やせばよいのか、また、どのような子育て支援事業のメニューをいつから実施するようにするかといったような、内容と実施時期を計画していきます。では、実際にどのような施設やサービスについて計画的な整備を図っていくのかという点ですが、7 ページの表にあります、子どものための教育・保育給

付いわゆるハード面の整備と、右側の表にあります、地域子ども・子育て支援事業。いわゆるソフト面の整備と分けて整理させていただきます。左側の表、ハード面の整備ですが、こちらは、幼稚園、保育園、認定こども園など、これらの施設を利用したい子どもがどのくらいニーズとしているのかを見込み、その見込み値に対して、現在施設数が不足している場合は、今後どの施設をどのように確保していくのかということ計画に入れ込んでいくこととなります。また、右側の表は、いわゆるソフト面の事業整備となりますが、こちらと同様に、こちらに記載されているサービスを利用したい児童がどのくらいいるのかというニーズ量を算出し、それに見合った確保方策を計画していくということになります。次に、ニーズ量や確保方策、目標値の検討についてですが、今回のニーズ調査では、国から、量の見込みを算出するための手引きというものが提示されておりまして、それに基づきニーズ量を推計できるようになっています。この国の手引きに基づき算出したニーズ量ですが、将来の児童人口推計の値に、ニーズ調査結果から求められた、サービスの利用意向の割合を掛け合わせた単純な数値になっています。そのため、かなり大きく見込まれた数値になっています。例えば、ニーズ調査において、現在無職の方で1年以内に働きたいと回答した方は、すべてそのニーズがあると算出しています。実際には、就職先が決まっておらず、働ける見込みがない人も相当数含まれると思われませんが、そのような人もすべて含めた算出方法になっていますので、ニーズ量とその確保方策、目標値を設定するにあたっては、現状のサービスの利用状況及び、現状のサービス等の提供基盤の状態を加味して算出する必要があります。それでは、具体的にどの様なニーズがあったのかご説明いたしますので、調査結果報告書の2ページ目の調査結果総括をご覧ください。この総括については、ニーズ調査の設問に合わせて10項目ごとに、主な質問、現状と課題という形でまとめてあります。今回は、計画策定のポイントとなる部分を簡単にご説明いたします。では、1. お子さんと家族の状況をご覧ください。現状では、3割が共稼ぎで6割が専業主婦で、この6割の非就業者のうち7割の方が就労希望をもっています。課題としては、この高い就労ニーズに答える支援の充実となります。次に、2. 子どもの育ちをめぐる環境では、日常的に子どもを見てもらえる家庭は4割弱、子どもを見てもらえない家庭が1割でそれを含めて半数以上は緊急時にしか子どもをみてもらえない環境にあることとなりますので、保育所や一時保育などの受け皿を検討する必要があると思われまます。3. 定期的な教育・保育事業の利用では、幼稚園の利用ニーズが高いことが分かります。幼稚園の預かり保育では、現状の2倍以上の希望があります。また、長期休暇期間中の幼稚園の利用希望が6割以上あり、その検討の必要と思われまます。4. 地域の子育て支援事業の認知状況・利用状況・利用希望では、現在利用

している方は2割程度ですが、今後の利用意向は現在の2倍あります。また、子育ての相談機能への期待が大きく、その充実が求められると考えられます。次の5. 病気の際の対応では、病気・けがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった方が多くみられます。その内の半数程度は、病児・病後児保育の利用意向があるとなっておりますので、その整備が必要と思われます。6. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用では、現在、利用されていないとの回答が多くありましたが、利用の意向としては、幼稚園の預かり保育や、一時預かりなどのニーズが高く、事業の提供体制の整備が見込まれます。7. 学校就学後の放課後の過ごし方では、自宅で過ごさせたいと考える方が6割以上と多いですが、学童保育のニーズも2割程度あり、現状よりも利用希望があると思われます。また、こちらも長期休暇中の利用希望が比較的高い傾向にあります。8. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度では、現状の育児休業の取得状況が低く、退職している場合が多くみられます。また、職場へ復帰する場合も希望する保育所へ入るために早く復帰している方が5割以上になっているので、保育の受入れ体制の拡充が必要と考えられます。9. 子育ての悩みと子育て環境の満足度では、子育ての悩みとして子どもとの過ごし方・遊び方、食生活、健康、発育などに悩みを持つ方が多く、その相談体制の充実が望まれます。10. 子育てにかかる費用では、ひとり親世帯の所得は低いが生育てにかかる費用は変わらない状況にあるので、ひとり親世帯に対する支援の充実が必要と考えられます。それでは、資料の教育・保育のニーズ量見込みをご覧ください。実際のニーズ調査の結果から、国の量の見込みを算出するための手引きに基づき算出した、ニーズ量の見込みになります。教育・保育のニーズ量では、教育・保育の必要量の認定の区分に合わせて作成してあります。平成25年度の幼稚園利用者数は、551人ですがH27年度のニーズ量は、517人、平成31年度では471人と減ってきております。逆に保育園利用者数は、平成25年度の実績が298人で平成27年度の見込みが344人、平成31年度でも307人と増えております。このことから、約50名分の保育施設の確保が必要となります。ただし、この見込み数は国の手引きに基づいて算出したもので、現状の利用状況等を加味して補正が必要と考えております。次に、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みをご覧ください。こちらは、先程7ページでご説明した地域子ども・子育て支援事業13事業のうち、代表的な2つの事業について、標記してあります。一時預かりの預かり保育では、平成25年度実績が3,304人に対し、平成27年度が27,391人、平成31年度は24,933人と7～8倍のニーズ量となっています。また、一時保育は、平成25年度実績が1,381人で、平成27年度が6,869人、平成31年度が6,119人で、4～5倍のニーズ量となっています。また、放課後児童クラブでも、平成25年度実績が154

人に対し、平成 27 年度は、267 人、平成 31 年度が 263 人と 2 倍弱のニーズ量の見込みとなっております。今年度は、この利用ニーズ調査の調査結果を基に、ニーズ量や課題を整理して、早々に支援事業計画を策定していくこととなります。利用ニーズ調査の調査結果及び支援事業計画の概要については、以上となります。こちらの表は、ただいまご説明させていただきました、国の作業手引きから算出された数値をニーズ量に当て込み、作成した教育・保育ニーズ量の見込みの表です。表の中心部に緑色の点線で囲まれた部分が、ニーズ量の見込み数値です。平成 27 年度から平成 31 年度まで、幼稚園や保育園をはじめとする教育や保育施設、いわゆるハード面について、どのくらいの利用ニーズが見込めたか、その数値を算出しています。表の左側、認定区分のところですが、上から、1号認定、3歳から5歳の保育の必要なしの子ども、中段が2号認定、3歳から5歳の保育の必要ありの子どもをそれぞれ教育ニーズの高いもの、保育ニーズの高いものと分けています。下段が3号認定、0歳から2歳の保育の必要ありの子どもと、区分を分けて算出しています。一番上の1号認定は、今は幼稚園を利用している方、中段の2号認定の教育ニーズが高い方は現在、幼稚園と預かり保育を利用している方、2号認定の保育ニーズの高い方は現在、保育園を利用している方、一番下の3号認定は現在、保育園を利用している方とイメージしていただければと思います。まず、上半分の現在、幼稚園を利用している方については、平成 25 年度の実績として利用者数は 551 人です。ニーズ量は、平成 27 年度で 517 人、28 年度で 505 人、29 年度で 490 人、30 年度で 482 人、31 年度で 471 人と、5 年間のニーズ量の見込みは、現在の利用数を下回るという予測数値が出ております。このため、計画策定では、確保方策としては、すでに必要量が足りているので確保すべき施設は無いということになります。しかしながら、2号認定の教育ニーズの高い方が、現在の幼稚園＋幼稚園の預かり保育の利用でその必要数を確保できるかを精査していく必要があります。次に、下半分の現在、保育園を利用している方ですが、平成 25 年度の実績として利用者数は 298 人です。この数値には、現在、認可外保育を利用している方も含まれます。ニーズ量は、平成 27 年度で 344 人、28 年度で 335 人、29 年度で 324 人、30 年度で 318 人、31 年度で 307 人と、5 年間のニーズ量の見込みは、現在の利用数と比較すると、直近の平成 27 年度では 50 名近くがオーバーしていませんので、この人数がいわゆる待機児童となってしまいます。計画では、この 50 人を 0 人にしていくために、例えば新たな施設を整備していくというような確保方策を立てていかなければなりません。また、ここで特出しているのが、0歳児のニーズ量で、現在、0歳児の保育施設利用は 8 人ですが、見込みでは、50 人から 60 人が利用を希望しているとなっております。先ほど、国の手引きの算出方法をご説明しましたが、国の算出方法は、潜在的なニー

ズとして、現在就労していない母親の認可保育園の利用ニーズも加味されています。アンケートで就労を希望したすべての母親が就労に結びつくことは考えにくいいため、このあたりの数値の精査は必要になってきます。続いて、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みの表です。幼稚園、保育園といったハード面の見込み表と同じく、こちらはいわゆるソフト面、子育て支援事業の見込みを出していくものです。今回は、一時預かりと、放課後児童クラブのニーズ量を参考にお示しさせていただきます。こちらの表も、表の中心部に緑色の点線で囲んだ部分がありますが、ここがニーズ量の見込み数値になっています。平成 27 年度から 5 年間で、この事業を利用したいというニーズがどの程度見込まれているかを算出しています。一時預かりにつきましては、上段が、現在、幼稚園における預かり保育のニーズです。ニーズ量は、平成 27 年度で 27,391 人、平成 28 年度で 26,777 人、29 年度で 26,970 人、30 年度で 25,548 人、31 年度で 24,933 人と、現在の延べ利用者数と比較すると、7 倍から 8 倍のニーズが見込まれています。先ほどの、9 ページ目のパワーポイントの 2 号認定の教育ニーズの高い方のニーズが約 100 人あり、この方が定期的な幼稚園の預かり保育が利用できない場合は、保育園や認定こども園に流れてきますので、この幼稚園の預かり保育は、幼稚園の利用ニーズ量と合わせて検討していく必要があります。次に、一時預かりの下段、一時保育ですが、こちらはリフレッシュや冠婚葬祭などの理由で一時的にお子さんを預ける、現在、サンキッズ大磯で実施している一時保育の利用ニーズ量です。平成 27 年度は 6,869 人と、現在の延べ利用児童数の約 5 倍の数値が見込まれています。この事業については、ニーズ調査では、現在利用していない理由としては、必要ない、また、利用料かかると、または高いから利用していないという回答もありますので、現在の利用状況をより精査しながらニーズ量を算出していく必要があります。次に、放課後児童クラブについてですが、こちらは、ニーズ量は低学年と高学年と合わせて現在の登録数の 1.5 倍のニーズがあります。現状では、学童保育の待機児童はいない状況で、大磯・国府両学童ともに平成 24 年度の登録数がピークで徐々に減少しています。国の算出方法が過大に見込まれていますので、現状の推移を加味していく必要があります。こちらのパワーポイントに記載した、一時預かり、学童保育のほか、7 ページの右側に記載した 1～11 の項目については、それぞれニーズ量を算出して、それに見合った確保方を計画で策定していくこととなっています。来月には、子ども・子育て会議を開催し、このあたりのニーズ量を算出した資料をもとに、子ども・子育て会議の委員の意見を伺い、計画策定を進めてまいります。

質疑応答)

中野委員) 質問です。このパワーポイントの資料なんですけれど、これの 9 ページ

目ですが、わからなかったところがあります。

まず、認定区分の1号、2号、3号の意味と、2号の3～5歳のところの教育ニーズと保育ニーズの違いがわからなかったんですけど、お願いします。

子育て支援課長) こちらは子ども・子育ての新制度に伴う保育の量の認定区分というのがございまして、そちらの認定区分になります。1号につきましてはこの記載のとおり、3歳から5歳のお子さんで保育の必要がないお子さんが1号認定という形になります。幼稚園の対象者という形で考えていただければと思います。2号認定につきましては、同じく3歳から5歳のお子さんになりますが、保育が必要なお子さんの認定になります。ただし、保育の必要が短時間か長時間かによって分かれます。短時間の場合は、幼稚園ニーズで、長時間の場合は、保育園ニーズということで振り分けがされる形になります。3号につきましては、0歳から2歳のお子さんということもありますので、幼稚園年齢になりませんので、皆さん、保育園の対象者という形の認定になっていきます。

中野委員) そうすると、教育ニーズの教育というのは、幼稚園という意味ですか。これは一般的な適切な表現ですか。

子育て支援課長) こちらにつきましては国の表現を使わせていただいていますので、そのまま国でもこのような形で使われています。

中野委員) わかりました。勉強不足ですみませんでした。ありがとうございます。この資料はどなたに見せるためにつくられたものですか。これを見て私のような質問がまた出ると思うので、私たちのためにつくられたのか、それとも子育て世代の方に見せるためにつくられたのか、その辺をお聞かせください。

子育て支援課長) こちらの資料につきましては、昨日行われました福祉文教常任委員会の協議会で、お示しした資料をそのまま使わせていただいております。実際の保護者の方に見せるときには、もう少しチラシのような形でわかりやすくしたものを夏ぐらいに配布できればと考えております。

中野委員) わかりました。ありがとうございます。もう1つ、7ページ目ですけれども、地域子ども・子育て支援事業にいろいろ挙がっています。子育て支援事業に直接かかわるかどうかわからないのですが、ずっと気になっていることがあって、子育て世代のお母さんが亡くなってしまいうケースが非常に多いように思うんです。私の同級生もそうですけれども、検診に行かない。というか、行く時間がない。面倒くさい。そういう理由で行けなかったがために、乳がんで亡くなってしまったりとかというケースをよく聞きます。希望ですが、子育て支援事業の一環として、子どもを預かりますからと強制的に半日ドックなどの診療を受けてもらうような、そういう仕組みができたらいいなと思っています。そのような検討はされないですか。

子育て支援課長) 今回の計画にはその辺は乗っていないのですが、基本的には、お母さん等の検診につきましては母子保健のほうに入るかと思えます。それにつきましては管轄が違うので、スポーツ健康課のほうで行っております健康増進計画のほうに記載されております。その辺の計画とも横の連携をとりながら、私どものほうでも進められればと考えております。

中野委員) ぜひお願いいたします。ありがとうございました。

委員長) スケジュールを見ると、大変短い期間でタイトなスケジュールになってい

て、これからたくさん作業があるということはこのデータの資料から見てとれるのですが、今、中野委員からもご質問があったように、いろいろな状況について、この時間内では理解が十分できない部分があると思います。できれば、教育委員に対しての勉強会と申しますか、そういったものを一度設けていただかないと、今後も報告や利用状況の会議を持っても、やはりそこで質問等が多くなると思います。一度勉強会というのをつくるようなことを計画していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長) 昨日も議会議員の方と勉強会を開いたのですが、議会議決を経る前段にやはり教育委員のご意見も伺わなければいけない面もあります。十分に私どもも説明をしたいと思いますので、事務連絡調整会議等の中で時間をとりながら、必ず勉強会を開きたいと思いますので、ご調整をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長) ありがとうございます。やはり大磯町が、若い世代が安心して子育てできる、子どもを産むことができるという環境をつくるためには、教育委員あるいは議会、みんなが十分理解した上で進めていかなくてはならない計画だと思ひますので、また手間をかけますけれども、よろしくお願ひいたします。

報告事項第3号 大磯町郷土資料館運営委員会の委嘱について

郷土資料館長) 大磯町郷土資料館運営委員の委嘱についてご報告させていただきます。資料の裏面をご覧くださいますと、大磯町郷土資料館運営委員名簿と、大磯町郷土資料館の設置、管理等に関する条例の抜粋を掲載しております。郷土資料館では現在5名の運営委員を委嘱しております。大磯町郷土資料館運営委員会は、館の円滑な運営を図るために事業等のご意見をうかがう組織でございます。平成26年度の大磯町立校長・園長会役割分担の変更により、前任の山田委員の残任期間をもちまして平成27年1月7日まで池田氏に運営委員を委嘱するという内容です。

報告事項第4号 工事請負契約の締結について

図書館長) 図書館では、昨年度に実施した図書館空調改修工事に続き、本年度は第2期めの図書館空調改修工事を進めてまいります。本年度の第2期工事をもちまして、図書館の空調改修工事は完了の予定です。本年度の第2期工事については、5月16日に一般競争入札を執行し、契約予定の事業者が決まりましたので報告いたします。また、5千万円以上の工事になりますので、契約に際し、町議会の議決を得る必要がありますので、6月議会定例会におきまして上程する予定です。入札結果の状況ですが、入札参加者は1社が辞退し、2社が入札書不着のため10社で入札を行っております。その結果、ナンバー8の株式会社根布工業が、税抜きで、50,900,000円で落札いたしました。落札比率は85.1%でした。これによりまして、事業者と仮契約を結び、議会本会議において承認された場合に、本契約を締結することになります。続い

て、1枚おめくり下さい。工事概要についてご説明します。2の請負業者は、平塚市御殿にあります株式会社根布工業です。3の請負金額は、税込みで、54,972,000円。4の契約工期は、契約締結日から11月14日までとなっております。5の主な工事内容については、室外機にあたるエアハンドリングユニットの更新、室内機にあたるチラーユニットの設置を中心に、給排気ファンの更新や一部箇所のエアコン新設です。次のページ以降は、工事の案内図、配置図、各階の空調機器位置図でございます。説明は以上です。

質疑応答)

中野委員) 工期が5月16日から11月14日までなんですが、この間、夏は暑いということですね。

図書館長) まず5月16日に入札をしましたが、これはまだ本契約ではございませんので、6月の議会の議決を待って本契約になります。全体的なスケジュールと夏の状況ということだと思いますが、まず6月に議会でお認めいただいた場合には、工事スケジュールが6月中に具体化されると思います。実際には7月から9月が施工期間になろうかと思えます。10月までに工事が完了しながら試運転、調整をして、11月に引き渡しというような大まかな想定をしているスケジュールを持っております。空調ですけれども、昨年1階の開架室部分が、空調がきかないためにご迷惑をおかけした状況がございます。今回は、1階部分は空調はききます。ですから通常の本を読まれる方につきましては、それほどご不便はないかと思えます。ただ、工事の状況によって部分的に一部、一時期立ち入り制限が必要になる場合がありますので、それはちょっと具体的なスケジュールが決まった中でいろいろと周知をしてみたいと思えます。2階部分が、今回は主に改修によって空調がきかないという状況になりますので、大会議室あるいは小会議室、和室、それから郷土資料などを置いてあります資料室、そちらのほうがご迷惑をおかけする可能性がございます。ただ1階部分のいわゆる開架室のところはききますので、昨年よりは若干ご迷惑はおかけしないような形をとれるかと考えております。いずれにしても、スケジュールが決まった段階で、早め早めに周知をしてみたいと考えております

中野委員) そうすると、2階の資料室には多分高額な資料とか貴重な資料があると思うのですが、空調がきかないと管理が行き届かないというか、傷みが発生するようなことが起こらないだろうかという心配があるのですが、いかがですか。

図書館長) ただ、工期全てにきかないわけではございませんので、なるべくその期間を限定しながら工期を設定していただくようには話してみたいと思えますし、特に、実際には閲覧の業務も行っておりますので、それを別なところに移動というのはなかなか難しいのかなとは思いますが、管理のほうを図書館の職員と調整をしながら資料自体に悪い影響がないように工夫はしてみたいと思えます。

濱名委員) 入札のシステムがわからないのですが、値段が安いところというわけではないのですか。

図書館長) 入札結果の表をご覧くださいますと、最低制限価格未満というような表記がございますので、そのあたりからのご質問と思います。これにつきましては当初の入札の設定価格がありますが、それに最低制限価格というのを設けております。要するに必要以上に安くしてしまうことで、例えば、工事の内容ですとか質が悪くなってしまうというようなことを懸念するために最低制限価格をとっておるのですけども、実は今回 10 者のうち 8 者が最低制限価格未満ということで、基本的に最低制限価格を下回ると落札の対象にならないというような、そういう状況でした。結果的に 2 者が最低制限価格よりも上の金額で、その中の 1 者に落札をしたという、そういう状況になっております。これにつきましては、建築の工事の標準単価ですとか、その出し方ですとか、あるいは業者さんがいろいろな設備の見積もりを出して、その割引の掛け率とかそういうような違いで、導き出す金額が変わってくるようがございます。ただ、一方で、予算書というのは公開されておりますし、最低制限価格の設定というのも周知されているようですので、適切な見積金額を出すことも可能というふうには考えています。

濱名委員) 可能であってもこれだけ下がたくさん出てきた。

図書館長) 結果的にそういう形になってしまったという状況でございます。

濱名委員) ありがとうございます。

委員長) 夏休みあたりにずっと工事が入るということで、子どもたちの利用とかも多いと思います。施工計画によっていろいろ使用規制を部分的にかけるようなお話がありましたので、その辺を十分に安全確保できるようにお願いしたいと思います。

その他

教育部長) 次回の定例会は 6 月 19 日木曜日午前 9 時から本庁舎 4 階で行います。午後は、引き続き大磯中学校の学校訪問があります。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成26年6月19日

委員長 _____

委員長職務代理者 _____

委員 _____

委員 _____